

平成 19 年度施策評価調書（評価対象：18 年度）

〔評価年月： 平成 1 9 年 1 0 月〕

1 施策の表示

政 策 名	市町村の行財政能力の向上			フ ァ イ ル 名	b14
施 策 名	市町村の行財政体制の整備	新しい政策の指針における柱となる政策の方向及び個別計画等		分権型地域社会の構築・道州制を視野に入れた広域連携の推進	
担 当 部 局 名	総務部	担 当 課 室 名	市町村課市町村合併支援室		
グ ル ー プ 名	市町村合併支援グループ				
TEL(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)	052-954-6066		県庁内線	2225	
評 価 責 任 者	横山 譲	作 成 者	山口 啓司		

2 施策の目的等

(1) 施策に関するニーズ

* ニーズを表すデータや背景となる具体的な事実等

ニーズ	データや背景となる具体的な事実等
☐ 増大 ☒ 横ばい ☐ 減少 ☐ 未調査	地方分権や少子高齢化の進展等により市町村を取り巻く環境が大きく変化している中、本格的な人口減少社会が到来する前に、長期にわたり持続的に行政サービスを維持、向上することができる行財政基盤の整備が急務となっている。 このような状況を踏まえ、市町村の行財政能力の向上の手段として、市町村合併を推進するため、平成 11 年以降、合併特例法の改正が行われ、平成 17 年 4 月には合併新法が施行された。合併特例法及び合併新法下において、県内では 21 の法定協議会が設置され、13 地域 38 市町村の合併が行われた。現在、豊川市・音羽町・御津町に法定協議会が設置されている。

(2) 施策の目的

* 誰・何を、どういう状態にしたいのか

愛知県市町村合併推進構想に定めた、構想対象市町村の組合せに基づき、市町村合併支援本部を中心に合併協議や「合併市町村基本計画」等の支援、県職員の派遣による人的支援、市町村合併特例交付金による財政的支援、「市町村合併に関する新支援要領」に基づく各種支援等の措置を講じ、構想対象市町村の自主的な合併の実現を目的とする。

(3) 目的の達成に向けた関係主体の役割

* 目的の達成に向けて、どのような主体がどのような役割を果たしているか（果たすべきか）

区 分		有	無	内 容
行政	国が果たす役割	■	□	基本指針（総務大臣告示）に基づく、市町村合併への必要な支援措置の実施
	県が果たす役割	■	□	「愛知県市町村合併推進構想」に基づく、人的支援や財政的支援等の必要な支援措置の実施
	市町村が果たす役割	■	□	市町村合併の主体として、自主的な合併への取組及び合併後の行財政基盤の整備
民間が果たす役割		■	□	地方分権の推進に関する住民意識の向上

3 施策の内容等

(1) 施策の手段となる事務事業

* 事務事業評価の対象となるもの（事業費の18年度は決算額、19年度は当初予算額を記入）

ア 18年度末をもって廃止された事業

該当なし

イ 18年度～19年度継続事業

事務事業名	事業費（千円）		事務事業の概要	開始年度	寄与度
市町村合併推進費 （推進事業費）	18	5,853	市町村合併推進構想策定に係る市町村合併推進審議会の運営や市町村合併支援本部を中心に合併協議、「合併市町村（建設）基本計画」の策定・実施等への支援を行う。	平成11年度	A
	19	8,471	市町村合併推進構想に定めた、構想対象市町村の組合せに基づき、市町村合併支援本部を中心に合併協議や「合併市町村建設（基本）計画」等の実施への支援を行う。		
市町村合併推進費 （市町村合併特例交付金）	18	2,260,300	合併を目指す市町村及び合併市町村に対する支援措置として、合併特例交付金（12市町村、2,260.3百万円）による財政的支援を行う。	平成14年度	B
	19	1,265,100	合併を目指す市町村及び合併市町村に対する支援措置として、合併特例交付金（10市町村、1,265.1百万円）による財政的支援を行う。		

ウ 19年度新規事業

該当なし

(2) 施策の手段となる上記事務事業以外の県の取組

* 同一又は他の所属において、施策目的を共有するような取組の有無

区 分	有	無	所属名	事務事業名又は取組内容（実施年度）
同一所属	☐	☒		-
他の所属	☒	☐	総務課	地方分権の取組の推進（17・18・19 年度） 県と市町村の役割分担の確立（17・18・19 年度）

4 施策の目標となる指標

新しい政策の指針及び個別計画等に掲げられた目標又は望ましい姿			
価値観が多様化する中、市町村は、地域の実情や住民のニーズに合ったまちづくりや産業振興など地域の発展を主体的に担う、自立性の高い行政主体となることが重要となってきた。そのため、県は、合併市町村について引き続き支援するとともに、権限移譲の推進や、市町村職員の育成支援、行政情報・ノウハウの共有化などの取組を行い、市町村が自らの権限と責任において、地域の実情に応じた行財政運営を行えるような条件整備を支援する。			
測定可能な指標名及びその考え方		目標値	実績値
構想対象市町村の組合せ	18 年度	1 地域 2 町村	1 地域 2 町村
	19 年度	1 地域 3 市町	
	最 終 目 標 年 次及び目標	平成 19 年度 全構想対象市町村の組合せの合併	

測定可能な指標として、便宜上、構想対象市町村の組合せを記載したが、市町村の行財政能力向上の手段としての、「市町村合併」の成果を検証するにあたっては、本来、中長期的な視点が必要である。

合併の効率化効果が平年度ベースで発現する時期は、合併市町村の新市町村建設計画（合併市町村基本計画）の計画期間を踏まえ、経常経費（人件費、物件費、補助費等）、投資的経費とともに、合併後概ね 10 年経過以降になると考えている。

また、市町村合併は市町村が主体となって行う取組であり、県はその自主的な取組を側面から支援する立場である。合併の成否を含めた数値でもって、一般的な県実施事業と同様な成果を示すことは困難である。

5 施策の評価と今後の取組方向

(1) 目的の達成度に関する認識

目的とする状態の 達成度	目標達成に向けて順調に進捗している。
判断の理由	平成 20 年 1 月の合併に向けて、構想対象市町村（豊川市・音羽町・御津町）において協議会設置等の準備が進められている。

(2) 施策の課題と見直し

課題の有・無	見直し・工夫・改善方策
■有	今後も引き続き、「愛知縣市町村合併推進構想」に基づく構想対象市町村の自主的な合併の取組を支援していくが、地域の実情・ニーズに応じて構想対象市町村の変更・見直しを行う必要がある。
□無	

(3) 施策の評価と今後の基本方向

* 県の取組の評価と中期的な視点からの今後の取組の基本方向

「愛知縣市町村合併推進構想」に基づき構想対象市町村の合併に向けた自主的な取組を支援する。また、合併後の市町村に対しても引き続き人的、財政的支援を行っていく。

(4) 今後の事務事業の展開方向

* 上記(1)から(3)を踏まえた次年度(20年度)以降の事務事業の展開方向

ア 既存事業

事務事業名	事務事業の規模	目標	内容・手法	理由(説明)	重要度
市町村合併推進費 (推進事業費)	縮小(廃止なし)	現行水準	内容を改善	平成 18 年度に策定された市町村合併推進構想に基づき、構想対象市町村の自主的な合併へ向けた取組に対する支援を引き続き行うとともに、旧合併特例法および合併新法下で合併した市町村について、円滑な行政運営の確保と市町村建設(基本)計画に基づく均衡ある発展のための取組に対する支援を合併新法の期限である平成 21 年度まで引き続き実施する。また、地域の実情・ニーズに応じて構想対象市町村の変更・見直しを行う。	A
市町村合併推進費 (市町村合併特例交付金)	現行水準	現行水準	改善を要しない	「旧合併特例法」及び「合併新法」下で合併した市町村に対し、円滑な新市町村運営の確保と均衡ある発展のための事業に対し、引き続き財政的支援を実施する。	B

イ 新規に取り組むべき事業

該当なし